

1 入院料に関する事項

当院は保険医療機関であり、厚生労働大臣の定める施設基準に適合しています。

(1) 急性期一般入院料 2 (3A・3B病棟)

常時入院患者の数が 10 またはその端数を増すごとに、1 以上の看護職員を配置、

(2) 地域包括ケア病棟入院料 2 (2A病棟)

常時入院患者の数が 13 またはその端数を増すごとに、1 以上の看護職員の配置、

(3) 地域包括ケア病棟入院料 2 (2B病棟)

常時入院患者の数が 13 またはその端数を増すごとに、1 以上の看護職員の配置、
入院患者の数が 25 またはその端数を増すごとに 1 以上の看護補助者の配置を
しています。

なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護
配置は、各病棟に掲示しています。